

平成29年 3月27日

桑名市議会議長

伊藤 真人 様

提出者 桑名市議会議員 南 澤 幸 美

同 佐 藤 肇

同 倉 田 明 子

同

同

議案第51号 桑名市立幼稚園条例の一部を改正する条例に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び桑名市議会会議規則第16条の規定により提出します。

議案第51号 桑名市立幼稚園条例の一部を改正する条例に対する修正案

議案第51号桑名市立幼稚園条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

附則第1項及び第2項中「平成29年9月1日」を「平成30年4月1日」に改める。

附則第3項の見出し中「平成29年9月分から平成31年8月分まで」を「平成30年4月分から平成32年3月分まで」に改め、同項中「平成29年9月1日から平成30年8月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に、「平成30年9月1日から平成31年8月31日まで」を「平成31年4月1日から平成32年3月31日まで」に改める。

参 考

(修正のあらまし)

条例施行期日を平成29年9月1日から平成30年4月1日とするため、議案第51号 桑名市立幼稚園条例の一部を改正する条例について、所要の修正を行うものであります。

関係条文対照表

修 正 前	修 正 後
<p>(附則)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>平成29年9月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の桑名市立幼稚園条例の規定は、<u>平成29年9月1日以後に受けた教育に係る利用者負担額について適用し、同日前に受けた教育に係る利用者負担額については、なお従前の例による。</u></p> <p>(平成29年9月分から平成31年8月分までの利用者負担額の特例)</p> <p>3 この条例による改正後の第3条の規定の適用については、<u>平成29年9月1日から平成30年8月31日までの上限額は、「17,700円」とあるのは「7,600円」と、平成30年9月1日から平成31年8月31日までの上限額は、「12,600円」とする。</u></p>	<p><u>平成30年4月1日</u></p> <p><u>平成30年4月1日</u></p> <p><u>平成30年4月分から平成32年3月分まで</u></p> <p><u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</u></p> <p><u>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</u></p>